

会社法施行規則第 200 条に規定する吸収合併存続会社の事後開示事項

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 8 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条及び第 787 条の規定、並びに同法第 789 条の規定による手続の経過

- (1) 株式会社東邦システムサービスにおいて、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの請求はありませんでした。
- (2) 株式会社東邦システムサービスにおいて、会社法第 785 条の規定により株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- (3) 株式会社東邦システムサービスは、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続はありませんでした。
- (4) 株式会社東邦システムサービスは、会社法第 789 条の規定に基づき、同条第 2 項各号に掲げる事項を令和 8 年 8 月 20 日付の官報に公告しましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 当社において、会社法第 796 条の 2 規定に基づく株主からの請求はありませんでした。
- (2) 当社において、会社法第 797 条の規定により株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- (3) 当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、同条第 2 項各号に掲げる事項を令和 8 年 8 月 20 日付の官報に公告し、併せて同条第 3 項および当社の定款規定に基づき、電子公告による方法で公告いたしました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社東邦システムサービスの権利義務一切を引き継ぎましたが、特段の重要事項はありません。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおり。＜合併契約書を除く、株式会社東邦システムサービス吸収合併事前備置書類＞

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

令和 8 年 10 月 5 日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

本書は、原本に相違ないことを証明します。

令和 8 年 10 月 5 日

東京都世田谷区代沢四丁目 43 番 11 号

東邦ホールディングス株式会社

代表取締役 枝廣 弘巳



**当社と東邦ホールディングス株式会社との吸収合併に関する
会社法第 782 条第 1 項に基づく備置書類**

東京都世田谷区代田一丁目 30 番 17 号
株式会社東邦システムサービス
代表取締役 中込 次雄

1. 合併契約書

別紙のとおり、令和 8 年 8 月 17 日付で、合併契約書を締結いたしました。

2. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は吸収合併存続会社（東邦ホールディングス株式会社）の完全子会社であるため、本吸収合併による吸収合併消滅会社の株主に対する合併存続会社の株式又は株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号に定める合併対価について参考となるべき事項（同条第 4 項）

無対価であるため、ありません。

4. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していないため当該事項についての定めはございません。

5. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 1 号イに定める吸収合併存続会社（東邦ホールディングス株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等

別紙のとおり

6. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 1 号ハに定める吸収合併存続会社（東邦ホールディングス株式会社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

7. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 2 号イに定める吸収合併消滅会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

8. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号に定める吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（東邦ホールディングス株式会社）の債務の履行の見込みに関する事項

令和 8 年 3 月 31 日現在の、当社及び吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
東邦ホールディングス株式会社 【令和 8 年 3 月 31 日現在】	245,913 百万円	84,458 百万円	161,455 百万円
当社 【令和 8 年 3 月 31 日現在】	339 百万円	195 百万円	144 百万円

いずれの会社についても、資産内容上短期支払い能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

よって、本件吸収合併により東邦薬品株式会社が承継する債務について、履行の見込みがあると判断します。

以 上

本書は、原本に相違ないことを証明します。

令和 8 年 8 月 20 日

東京都世田谷区代田一丁目 30 番 17 号

株式会社東邦システムサービス

代表取締役 中込 次雄



貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	245,913	(負 債 の 部)	84,458
流動資産	100,361	流動負債	69,319
現金及び預金	74,666	リース債務	102
営業未収入金	30	未払金	1,271
有価証券	7,000	未払費用	524
前払費用	125	未払法人税等	2,801
その他の未収入金	580	預り金	64,461
短期貸付金	17,955	賞与引当金	126
その他	3	役員賞与引当金	31
固定資産	145,551	固定負債	15,138
有形固定資産	44,644	社債	1,753
建物	23,168	リース債務	140
構築物	579	繰延税金負債	9,943
器具及び備品	391	再評価に係る繰延税金負債	651
土地	17,787	退職給付引当金	8
リース資産	220	債務保証損失引当金	566
建設仮勘定	2,496	資産除去債務	2,069
無形固定資産	3,156	その他	3
借地権	9		
ソフトウェア	623		
その他	2,523		
投資その他の資産	97,750	(純 資 産 の 部)	161,455
投資有価証券	39,616	株主資本	147,962
関係会社株式	48,793	資本金	10,649
関係会社出資金	1,585	資本剰余金	46,177
関係会社長期貸付金	1,044	資本準備金	46,177
破産更生債権等	2,620	利益剰余金	117,950
長期前払費用	234	利益準備金	664
その他	5,851	その他利益剰余金	117,286
貸倒引当金	△1,996	土地圧縮積立金	3,249
		別途積立金	6,336
		繰越利益剰余金	107,700
		自己株式	△26,814
		評価・換算差額等	13,369
		その他有価証券評価差額金	17,918
		土地再評価差額金	△4,549
		新株予約権	123
資産合計	245,913	負債及び純資産合計	245,913

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
営業収益		
経営指導料収入	1,463	
不動産賃貸料収入	4,649	
受取配当金収入	9,542	
その他	377	16,031
営業費用		9,149
営業利益		6,882
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,144	
その他	179	1,323
営業外費用		
支払利息	379	
その他	495	875
経常利益		7,330
特別利益		
固定資産売却益	1,439	
投資有価証券売却益	10,244	
その他	1	11,685
特別損失		
固定資産処分損	249	
投資有価証券評価損	1,560	
その他	0	1,809
税引前当期純利益		17,206
法人税、住民税及び事業税	2,666	
法人税等調整額	37	2,703
当期純利益		14,502

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 鳥 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 雅 代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 鳥 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 雅 代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

東邦ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員	後 藤 千 恵	㊟
監査等委員	加茂谷 佳 明	㊟
監査等委員	小 谷 秀 仁	㊟
監査等委員	齋 藤 美 帆	㊟

(注) 監査等委員後藤千恵、加茂谷佳明、小谷秀仁及び齋藤美帆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年4月1日残高	10,649	46,177	－	46,177	664	2,629	6,336	99,807	109,437
事業年度中の変動額									
土地圧縮積立金の積立						666		△666	－
土地圧縮積立金の取崩						△46		46	－
剰余金の配当								△5,449	△5,449
当期純利益								14,502	14,502
自己株式の取得									
自己株式の処分								△703	△703
土地再評価差額金取崩								161	161
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計						620		7,892	8,512
2026年3月31日残高	10,649	46,177	－	46,177	664	3,249	6,336	107,700	117,950

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
2025年4月1日残高	△28,859	137,405	17,299	△4,386	12,912	126	150,444
事業年度中の変動額							
土地圧縮積立金の積立			－				－
土地圧縮積立金の取崩			－				－
剰余金の配当		△5,449					△5,449
当期純利益		14,502					14,502
自己株式の取得	△10,002	△10,002					△10,002
自己株式の処分	12,047	11,344					11,344
土地再評価差額金取崩		161					161
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			619	△162	456	△3	453
事業年度中の変動額合計	2,044	10,557	619	△162	456	△3	11,010
2026年3月31日残高	△26,814	147,962	17,918	△4,549	13,369	123	161,455

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

その他の有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない有価証券については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

（リース資産
以外のもの）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

器具及び備品 5年～20年

- ② 無形固定資産……………定額法
 なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）
 に基づく定額法
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法
- ④ 長期前払費用……………均等償却

（３）重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒
 実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回
 収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充
 てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度
 負担額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………2005年４月の確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時
 在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を
 退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それ
 により、2026年３月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備える
 ために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度
 に費用処理することとしております。
- ⑤ 債務保証損失引当金……………債務保証による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案して
 損失負担見積額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社に対して経営指導等のサービスの提供を行っております。

経営指導サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて
 便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しており
 ます。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

市場価格のない非連結子会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券等 1,605百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（1）市場価格のない非連結子会社株式の評価」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,177百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	167百万円
土	地	440百万円
計		607百万円

なお、下記資産は東邦薬品株式会社等の子会社の支払手形及び買掛金に係る担保に供しております。

定期預金	105百万円
建物	142百万円
土地	282百万円
投資有価証券	1,169百万円
計	1,699百万円

(3) 保証債務

銀行保証債務	5,139百万円
買掛債務の保証債務	45,446百万円
定期建物賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料に 対する連帯保証債務	2,132百万円
小計	52,717百万円
債務保証損失引当金	△566百万円
計	52,151百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	18,080百万円
長期金銭債権	3,664百万円
短期金銭債務	64,292百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

475百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

15,500百万円

営業取引以外の取引による取引高

607百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	10,411千株	1,993千株	4,092千株	8,312千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加1,993千株は、取締役会決議による増加1,992千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株及びRS無償取得による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少4,092千株は、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による減少4,080千株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少10千株及びストックオプション行使による減少1千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	187百万円
賞与引当金	39百万円
貸倒引当金	628百万円
投資有価証券	1,383百万円
関係会社株式	1,575百万円
その他の固定負債	1百万円
減損損失	31百万円
資産除去債務	652百万円
ストックオプション	24百万円
譲渡制限付株式報酬	31百万円
その他	576百万円
繰延税金資産小計	5,132百万円
評価性引当額	△4,734百万円
繰延税金資産合計	397百万円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△1,494百万円
その他有価証券評価差額金	△8,253百万円
子会社合併に伴う有価証券評価差額金	△144百万円
資産除去債務	△445百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△10,341百万円
繰延税金負債の純額	△9,943百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東邦薬品株式会社	所有 直接 100.0	経営管理契約締結 資金援助 不動産賃貸 役員の兼任	資金の貸付 受取利息 (注1) 経営指導料収入 (注2) 不動産賃貸料収入 (注3) 受取配当金収入 (注4) 債務保証 (注5)	△7,553 46 1,463 4,147 9,237 45,446	貸付金 (CMS貸付金)	16,982
子会社	九州東邦株式会社	所有 間接 100.0	資金援助 役員の兼任	資金の預り 支払利息 (注1)	△830 72	預り金 (CMS預り金)	9,731
子会社	株式会社セイエル	所有 間接 100.0	資金援助 役員の兼任	資金の預り 支払利息 (注1)	577 144	預り金 (CMS預り金)	25,423
子会社	株式会社スクウェア・ワン	所有 直接 100.0	資金援助	債務保証 (注6)	2,931	—	—
子会社	株式会社ファーマみらい	所有 間接 100.0	資金援助	資金の預り 支払利息 (注1)	1,091 102	預り金 (CMS預り金)	20,677

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 利率については、当社の規程に基づき、市中金利等を勘案し協議の上決定しております。なお、取引金額は、期中の増減の純額を記載しております。
2. 経営指導料収入は、経営指導に係る費用相当額に基づき決定しております。
3. 不動産賃貸料収入は、近隣の取引実勢に基づき、協議の上決定しております。
4. 受取配当金収入は、配当基準を設定し、それに基づき決定しております。
5. 買掛債務につき、債務保証を行ったものです。
6. 銀行借入につき、債務保証を行ったものです。

8. 収益認識に関する注記

当社は、グループ会社に対して経営指導等のサービスの提供を行っております。

経営指導サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

経営指導料の支払期限は経営指導サービス等を提供した月の末日とし、グループ会社より毎月入金を受け、1年を超える長期のものはなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,493円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	226円93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。